

## 化学物質に関する法改正の動き

(一社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：ナカライテスク株式会社 岩口 一房)

化学物質に関する法律で平成24年9月から平成24年11月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

### 1. 労働安全衛生法関係

#### 1) 新規化学物質の名称を公表する件

厚生労働省告示第522号(官報号外第210号：平成24年9月27日)により、「届出があった新規化学物質」について、その名称が公表されました。通し番号21350～21603(254品目)。

【厚生労働省ホームページ：

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201209kag\\_new.htm](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201209kag_new.htm)】

#### 2) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

厚生労働省政令第241号(官報第5889号：平成24年9月20日)により、「名称等を表示すべき危険物及び有害物」「健康診断を行うべき有害な業務(製造又は取り扱い)」「特定化学物質第2類物質」他に、以下の3物質が追加されました。(施行日：平成25年1月1日)

- ・エチルベンゼン
- ・インジウム化合物
- ・コバルト及びその無機化合物

【安全衛生センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-125-1-0.htm>】

#### 3) 厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件

厚生労働省告示第546号(官報第5902号：平成24年10月10日)により、「厚生労働大臣が定める

化学物質」に、以下の2物質が追加されました。(施行日：平成25年1月1日)

- ・2-アミノ-4-クロロフェノール
- ・1-プロモブタン

【安全衛生センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-8/hor1-8-40-1-0.htm>】

### 2. 水質汚濁防止法関係

#### 1) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する件

政令第251号(官報第5893号：平成24年9月26日)により、第3条の3(指定物質)に、以下の物質が追加されました。(施行日：平成23年10月1日)

- ・1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,1(3,7)]  
デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

【環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/hourei/add/e031.pdf>】

### 3. 毒物及び劇物取締法関係

#### 1) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する件

1) -1 厚生労働省政令第242号(官報第5889号：平成24年9月20日)、厚生労働省令第130号(官報号外第205号：平成24年9月20日)により、以下の物質が毒物/劇物から除外されました。(施行日：平成24年9月20日)

##### ① 毒物から除外

- ・ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

##### ② 劇物から除外

- ・3-プロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル-1H]-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリプロー

ル)及びこれを含有する製剤

③農業用品目販売事業者が取り扱うことのできる劇物の指定から除外

- ・3-ブromo-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリブロール)及びこれを含有する製剤

【厚生労働省ホームページ:

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H240920/120920tuuchi.pdf>】

1)-2 厚生労働省政令第245号(官報第5890号:平成24年9月21日)により、以下の物質が毒物/劇物に指定されました。(施行日:平成24年10月1日)

①毒物に指定

- ・オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- ・2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、50%以下を含有するものを除く。
- ・1,1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- ・トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- ・ヘキサキス( $\beta$ ,  $\beta$ -ジメチルフェネチル)ジスタンノキサノ(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤

②劇物に指定

- ・2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- ・2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)50%以下を含有する製剤
- ・2,3-ジブromopropan-1-オール及びこれを含有する製剤
- ・2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

・メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

③農業用品目販売事業者が取り扱うことのできる劇物に指定

- ・2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)50%以下を含有する製剤
- ・2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

④既に劇物として指定している沃化メチル及びこれを含有する製剤を農業用品目販売事業者が取り扱うことができるように指定されました。

【厚生労働省ホームページ:

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H240921/120921tuuchi.pdf>】

#### 4. 薬事法関係

1) 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正の件

厚生労働省省令第146号(官報第5907号:平成24年10月17日)により、第1条(指定薬物)に、以下の17物質が追加されました。(施行日:平成24年11月1日)

- ・2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
- ・(2-ヨードフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ・(2-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ・1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類
- ・(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ・1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ・(4-メチルナフタレン-1-イル)[1-(ペント-4-

- エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル] メタノン及びその塩類
- ・ 2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類
- ・ (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) (4-プロピルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ 2-ベンジルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ・ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ・ 5-[3-(1-ナフトイル)-1H-インドール-1-イル]ペンタンニトリル及びその塩類
- ・ (2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ・ (4-クロロナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H24-02.pdf>】

## 5. 食品衛生法関係

### 1) 食品衛生法施行規則の一部改正の件

厚生労働省省令第153号(官報号外第239号：平成24年11月2日)により、食品衛生法第10条の規定に基づき、別表第1(人の健康を損なうおそれのない添加物)に、以下の2物質が追加されました。(施行日：平成24年11月2日)

- ・ リン酸一水素マグネシウム
- ・ *trans*-2-ペンテナール

【厚生労働省法令等データベースサービス：

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/>

[hourei/H121102I0010.pdf](http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121102I0010.pdf)】

### 2) 食品衛生法 食品、添加物等の規格基準の一部改正の件

厚生労働省告示第558号(官報号外第239号：平成24年11月2日)により、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。(施行日：平成24年11月2日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121102I0010.pdf>】

## 6. 化学兵器禁止法関係

1) 化学兵器禁止法施行規則の一部改正に関する省令  
経済産業省省令第82号(官報第5925号：平成24年11月12日)により、表2A剤及び表2A\*剤の届出に係る閾値が改正されました。(施行日：平成24年12月1日)

- ・ 第1種指定物質の使用の予定及び実績数量の届出(第18条)
- ・ 指定物質の輸出入の実績数量の届出(第21条)

【電子政府の総合窓口ホームページ：

[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLAS\\_SNAME=PCMMSTDETAIL&id=595112053&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLAS_SNAME=PCMMSTDETAIL&id=595112053&Mode=0)】

以上